C1101 情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）設置規程

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2015年10月9日  C1101 | 新規作成 | 上原哲太郎（立命館大学） |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

１．設置

1. 情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため、情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を設ける。
2. 全学統括責任者は、CSIRTの活動が円滑に行えるよう、予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整えるとともに、必要に応じて活動内容について助言または指導を行うものとする。
3. 部局統括責任者は情報セキュリティインシデントの発生に備え、CSIRTと連携して、連絡、報告、情報集約および被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整える。
4. CSIRTは緊急時対応に必要な権限を随時検討し、あらかじめ全学統括責任者から委譲を受けておくことができる。

２．組織

1. CSIRTは，委員長及び委員で組織する。
2. 委員長は，全学総括責任者が指名する。
3. 委員は、各部局総括責任者が各部局に所属する教職員から1名以上を推薦し、全学総括責任者が委嘱する。
4. 委員長は，必要があると認めるときは，(3)に掲げた以外の者を指名して委員に加えることができる。
5. 委員長はCSIRTの構成員の名から1名の連絡担当委員(PoC)を指名する。

３．活動

　CSIRTは，次に掲げる活動を行うものとする。

1. 情報セキュリティインシデントの発生に際し、情報を収集し事象を正確に把握するとともに、必要に応じて被害拡大の防止、復旧、再発の防止にかかる技術的支援や助言を行うこと。
2. 学内の情報セキュリティインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、全学統括責任者に報告するとともに、対策に関する意思決定を支援すること。
3. 情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため、必要に応じて研修や訓練などを実施すること。

４．雑則

　この規程に定めるほか，CSIRTの運営に関して必要な事項は，別に定める。

　　附　則

この規程は，平成XX年X月X日から施行する。